

神奈川県中小企業団体中央会 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、地区内における中小企業団体の組織に関するすべての法律に基づく各種中小企業団体及び中小企業に関係ある財団法人、社団法人その他中小企業に関係ある法人ならびに任意団体、個々の企業体（以下「組合等」という。）に関する事業及び運営ならびに経営の指導又は連絡等組合等の健全な発達をはかるために必要な事業を行い、あわせて中小企業の振興を図るために必要な一切の事業及び運動を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、神奈川県中小企業団体中央会という。

(地 区)

第3条 本会の地区は、神奈川県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を横浜市に置く。

(支 部)

第4条の2 本会は、必要と認めたとおりに支部を置くことができる。

2 支部に関する規定は、別に定める。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 組合等の組織、事業および経営の指導ならびに連絡
- (2) 組合等の設立指導
- (3) 組合等の労働関係指導
- (4) 組合の監査
- (5) 組合等の指導者の養成
- (6) 講習会、研究会および講演会の開催
- (7) 情報の提供
- (8) 調査および研究
- (9) 表 彰
- (10) 図書、機関紙および資料の刊行
- (11) 会員のために行う福利厚生事業
- (12) 前各号のほか、組合および中小企業の健全な発達を図るために必要な事業

2 本会は、その目的を達成するために必要な事項について、行政庁の諸施策の立案およびその遂行に対し協力しまたは国会、地方公共団体の議会もしくは行政庁に建議する。

第3章 会 員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、次の者とする。

- (1) 地区内に事務所を有する組合
- (2) 商工業者の団体、金融機関、学識経験者その他の者であつて、本会の趣旨に賛同するもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、会員になることができない。

- (1) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）
- (2) 反社会的勢力が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められる者
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加 入)

第9条 前条に規定する会員資格を有する者は、本会の承諾を得て、加入することができる。

2 本会は、加入の申込があつたときは、理事会において、その諾否を決する。

(脱 退)

第10条 会員は、次の事由によつて脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解散または死亡
- (3) 除 名

2 会員は、前項の規定によるほか、30日前までに申出て、本会を脱退することができる。

(除 名)

第11条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。

- (1) 本会の事業を妨げまたは妨げようとする行為をしたとき
- (2) 賦課金の納入その他本会に対する義務を怠つたとき
- (3) 法令、法令に基いてする行政庁の処分または本会の定款に違反したとき
- (4) 故意または重大な過失により、本会の信用を失わせるような行為をしたとき
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をしたとき
- (6) 第8条第2項各号の一に該当する会員

(議決権および選挙権)

第11条の2 会員は、各1個の議決権および役員選挙権を有する。

(経費の賦課)

第12条 本会は、会員に対し経費を賦課する。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他必要な事項は、総会で定める。
- 3 会員が脱退した場合であつても、すでに徴収した賦課金は、これを返還しない。

(届 出)

第13条 会員は、次の事項に変更があつたときは、遅滞なく本会に届出なければならない。

- (1) 名称または氏名
- (2) 事務所または住所
- (3) 代表者の氏名およびその住所

第4章 役員、顧問、相談役および参与

(役員の数)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 理 事 30人以上40人以内
- (3) 監 事 2人又は3人

- 2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。
- 3 理事のうち若干人を副会長、1人を専務理事、若干人を常務理事とする。
- 4 副会長および専務理事ならびに常務理事は、理事会にはかり、会長が選任する。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年または就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

- 2 補欠のため、選挙された役員任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 会長または理事もしくは監事の全員が任期満了前に退任したときにおいて、新たに就任した役員任期は第1項に規定する任期とする。

(役員職務)

第16条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長、専務理事、常務理事およびこれらの者以外の理事は、会長を補佐して本会の常務を掌理し、会長が事故または欠員のときはあらかじめ会長が定めた順位に従い、その職務を代理し、または代行する。
- 3 監事は、本会の業務および会計の状況を監査する。

(役員選挙)

第17条 役員選挙は、総会において、単記式無記名投票により行う。

- 2 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行うことができる。
- 4 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

(役員報酬)

第18条 役員には、報酬を支給しない。ただし、総会の議決により、常勤役員に対して

は報酬を支給することができる。

(顧問、相談役および参与)

第19条 本会に顧問、相談役および参与を置くことができる。

2 顧問および参与、相談役は、学識経験のある者のうちから、理事会にはかり会長が委嘱する。

第5章 総会、理事会および評議員会

(総会の招集)

第20条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は、必要があるときは何時でも理事会にはかり会長が招集する。

(総会招集の手続)

第21条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書および監査報告を併せて提供するものとする。

(書面または代理人による議決権または選挙権の行使)

第22条 会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面または代理人をもつて議決権または選挙権を行うことができる。

2 代理人が代理し得る会員の数は、4人までとする。

(総会の議事)

第23条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）またはこの定款に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(緊急議案)

第24条 総会においては、出席した会員（書面または代理人により議決権を行う者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第21条の規定によりあらかじめ通知した事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議決事項)

第25条 総会においては、法またはこの定款に定めるもののほか、会長が必要と認める事項を議決する。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事録は、議長並びに出席した会長及び理事が作成し、これに署名又は記名押印するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開会の日時および場所
- (3) 会員数およびその出席者数並びに出席方法
- (4) 出席理事の氏名およびその出席方法
- (5) 出席監事の氏名およびその出席方法
- (6) 議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(8) 議事の経過の要領およびその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別および賛否の議決権数）

(9) 前各号のほか、法および主務省令で定める事項
(理事会)

第27条 理事会は、会長および理事をもって組織する。

2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

(理事会の議事)

第28条 理事会においては、会長がその議長となる。

2 理事会の議決は、出席者の過半数で決する。

3 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

第29条 会長は、この定款で定めるもののほか、理事会に対し次の事項をはかるものとする。

(1) 業務執行の方針

(2) 総会に提出する議案

(3) 前2号の事項のほか、会長が必要と認める事項

(評議員会)

第30条 本会は、会長の諮問に応じ、予算その他重要な事項を審議するために評議員会を置くことができる。

2 評議員会は、評議員をもって組織する。

3 評議員会および評議員について必要な事項は、規約で定める。

第6章 部会および委員会

(部 会)

第31条 本会に次の部会を置くことができる。

(1) 組合等の種類別普通部会

(2) 業種別専門部会

2 会員たる組合等は、組合等の種類毎に前項の部会に属するものとする。連合会及び金融機関、学識経験者はその属する部会については会長の定めるところによる。

3 部会は、その部門に属する重要な事項および会長が諮問した事項を調査審議し、その経過および意見を会長に具申する。

(部会委員会)

第32条 部会に部会委員会を置く。

2 部会委員会は、部会員のうちから選任された部会委員若干人をもって組織する。

3 部会長は、必要があると認めたときは、部会委員会の決議をもって部会の決議に代えることができる。

(専門委員会)

第33条 本会に会長の諮問機関として、専門委員会を置くことができる。

第7章 事務局および職員

(事務局)

第34条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(監査員)

第35条 第7条第1項第4号に規定する組合の監査を行うため、本会に監査員を置く。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第36条 本会は、本会の趣旨に賛同する者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、法に定める本会の会員には該当しないものとする。

2 第8条第2項各号の一に該当する者は賛助会員になることはできない。

3 賛助会員についての必要な事項は規約で定める。

第9章 会 計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(剰余金)

第38条 一事業年度における総収入金から総支出金および繰越剰余又は欠損金を加減したものを剰余金とする。

2 剰余金は、総会の議決を経て、これを基本財産に組み入れ、または翌事業年度に繰越すものとする。

(基本財産および運営基金)

第39条 本会に基本財産および運営基金制度を置く。

2 基本財産は総会の議決を経なければこれを処分し、または利用することができない。

3 運営基金制度の取り扱いについては、総会の議決を経て別に定める。

制定	昭31.	2. 3	創総1議
認可	昭31.	2. 14	県指67
施行	昭31.	2. 15	

改正	昭33.	4. 24	第3総3議
認可	昭33.	5. 17	県指240

改正	昭34.	5. 27	第4総4議
認可	昭34.	7. 2	県指505

改正	昭35.	6. 28	第5総緊議
認可	昭35.	7. 18	県指341

改正	昭37.	4. 25	第7総3議
認可	昭37.	5. 15	県指183
改正	昭41.	5. 16	第11総6議
認可	昭41.	6. 16	県指278
改正	昭47.	5. 24	第17総3議
認可	昭47.	6. 5	県指160
改正	平 9.	5. 30	第42総5議
認可	平 9.	6. 18	県指2-10号
改正	平21.	5. 29	第54総6議
認可	平21.	6. 17	県指108号
改正	平24.	5. 30	第57総6議
認可	平24.	6. 22	県指41号
改正	平28.	5. 27	第61総6議
認可	平28.	6. 14	県指63号
改正	令 1.	5. 29	第64総6議
認可	令 1.	6. 24	県指1419号
改正	令 2.	5. 28	第65総6議
認可	令 2.	6. 16	県指1275号
改正	令 3.	5. 27	第66総6議
認可	令 3.	6. 9	県指1402号
改正	令 4.	5. 26	第67総6議
認可	令 4.	6. 24	県指1772号